

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-293864
(P2005-293864A)

(43) 公開日 平成17年10月20日(2005.10.20)

(51) Int.Cl.⁷

F 21 V 8/00
F 21 S 8/04
G 09 F 13/04
G 09 F 13/18
G 09 F 13/20

F 1

F 21 V 8/00
G 09 F 13/04
G 09 F 13/18
G 09 F 13/20
F 21 S 1/02

テーマコード(参考)

5 C 0 9 6

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 9 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号

特願2004-102789 (P2004-102789)

(22) 出願日

平成16年3月31日 (2004.3.31)

(71) 出願人

000006013

三菱電機株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

(71) 出願人

390014546

三菱電機照明株式会社

神奈川県鎌倉市大船二丁目14番40号

(74) 代理人

100085198

弁理士 小林 久夫

(74) 代理人

100098604

弁理士 安島 清

(74) 代理人

100061273

弁理士 佐々木 宗治

(74) 代理人

100070563

弁理士 大村 昇

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】面照明装置及び該装置を用いた表示装置

(57) 【要約】

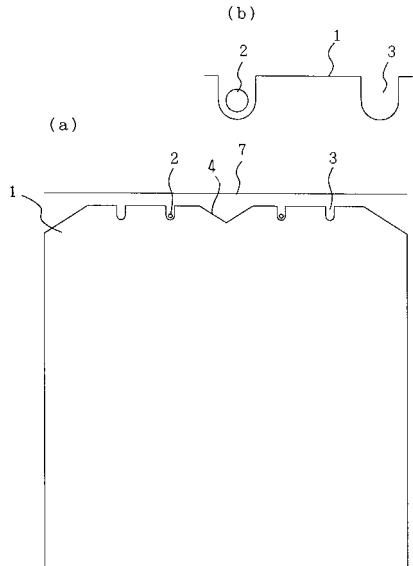
【課題】 従来の面照明装置では、導光板の凹部には、全て点光源を設置していたので、明るさを変更するためには、点光源を設置する凹部の数の相違する導光板に変更する必要があった。

【解決手段】 本発明に係る面照明装置は、点光源を設置した基板と、点光源を配置する点光源用の凹部を側面側に設けた導光板とを備え、導光板の光源用の凹部の数を、配置する点光源の数よりも多くし、基板の点光源を導光板の対応する点光源用の凹部に配置したものである。

。

【選択図】

図 1



1：導光板 3：点光源用の凹部 4：逆三角形の凹部 7：反射板

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

点光源を設置した基板と、前記点光源を配置する点光源用の凹部を側面に沿って設けた導光板とを備え、

前記導光板の光源用の凹部の数を、配置する点光源の数よりも多くし、前記基板の点光源を前記導光板の対応する点光源用の凹部に配置したことを特徴とする点光源を用いた面照明装置。

【請求項 2】

前記導光板の光源用の凹部の形状を全て同形状としたことを特徴とする請求項 1 に記載の点光源を用いた面照明装置。 10

【請求項 3】

前記点光源を配置した前記光源用の凹部に前記点光源を配置しない前記光源用の凹部を隣接させたことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の点光源を用いた面照明装置。

【請求項 4】

前記点光源を配置した前記光源用の凹部間、または、前記点光源を配置した前記光源用の凹部と前記点光源を配置しない前記光源用の凹部間に逆三角形の凹部を設けたことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれかの請求項に記載の点光源を用いた面照明装置。

【請求項 5】

前記導光板の前記点光源を配置した側の側面側に反射板を設けたことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 4 のいずれかの請求項に記載の点光源を用いた面照明装置。 20

【請求項 6】

前記導光板の底面側に反射板、前面の照射面側に拡散板を設けたことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 5 のいずれかの請求項に記載の点光源を用いた面照明装置。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 請求項 6 のいずれかの請求項に記載の面照明装置の導光板の照射面側に前記導光板から出射する光を変調して、情報を表示する表示手段を設けたことを特徴とする表示装置。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、点光源を用いた面照明装置及び該面照明装置を用いた誘導灯、液晶表示装置等の表示装置に関するものである。 30

【背景技術】**【0002】**

従来の面照明装置は、側面に点光源装置凹部を複数個設けた透明板からなる導光板において、該側面の上記凹部と凹部との間に略三角形状の切れ込みを設けた点光源を用いた面照明装置用導光板を使用するものである（例えば、特許文献 1 参照）。

【特許文献 1】特開平 6 - 51130 号公報（第 3 頁、図 1）**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

特許文献 1 の面照明装置は、導光板の凹部に全て点光源を設置していた。いいかえると、点光源と同じ数の凹部を設けていた。

そこで、明るさを変更するためには、導光板を変え、点光源を設置する凹部の数の相違する導光板に変更する必要があった。

【0004】

本発明は、上記のような課題を解決するためになされたもので、導光板を変更しないで、明るさをえることができる点光源を用いた面照明装置を得ることを目的とする。

また、明るさが均一な点光源を用いた面照明装置を得ることを目的とする。

また、この面照明装置を用い、目的に応じて容易に明るさをえることができ、表示面 50

の明るさが均一な表示装置を得ることを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明に係る点光源を用いた面照明装置は、点光源を設置した基板と、点光源を配置する点光源用の凹部を側面に沿って設けた導光板とを備え、導光板の光源用の凹部の数を、配置する点光源の数よりも多くし、基板の点光源を導光板の対応する点光源用の凹部に配置したものである。

【発明の効果】

【0006】

本発明に係る点光源を用いた面照明装置は、導光板の点光源挿入用の凹部の数を、配置する点光源の数よりも多くし、基板の点光源を導光板の対応する点光源用の凹部に配置したので、同一の導光板で点光源を設置した基板を交換することにより、点光源の数を変えることができ、容易に照射面の明るさを変えることができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0007】

実施の形態1.

図1は、本発明の実施の形態1における点光源を用いた面照明装置を示す図であり、図1(a)は、その平面図であり、図1(b)は、凹部中の点光源を示す図である。図2は、同じく、点光源を用いた面照明装置の点光源の数を増やした導光板を示す平面図であり、図3は、同じく、点光源を用いた面照明装置の導光板の凹部に点光源を配置する方法を説明する図である。

これらの図において、アクリル板等の透明板である導光板1の一側面に複数の光源用の凹部3を形成する。この光源用の凹部3の形状は、導光板1を側端から平行に切り込み先端を半円状にしたものであり、切り込みの幅、半円の大きさは、発光ダイオード等の点光源2が容易に収容できるように点光源2の大きさに合せる。また、同形状が望ましいが、点光源2が配置できれば、異形状が混在してもよい。

【0008】

図1の導光板1は、左右対称に4個の同形状の光源用の凹部3を設け、そのうち、中央の2個に点光源2を配置した例である。導光板1の点光源2を設置する側面に対向して、反射板7を設ける。また、中央の2個の点光源2間に点光源2を設置しない逆三角形の凹部4を設けている。

図1には記載を省略しているが、通常は、導光板1の前面の照射面側に拡散板、及び導光板1の底面側に反射板を設ける。拡散板で、照射面から出射光が均一化され、また、底面側に反射板により、導光板1の底面側からの光の損失が防止できる。

【0009】

導光板1の光源用の凹部3に点光源2を配置する方法は、図3に示すように、基板5に所定数の点光源2を導光板1の光源用の凹部3に対応して設ける。点光源2を設置した基板5を導光板1の側面側に設置し、点光源2を対応する導光板1の光源用の凹部3に配置する。この場合は、反射板3は、基板5の点光源2を設置している面を反射板とする。即ち、アルミ基板に白色塗料を塗布する等完全拡散反射面に近い面を形成するようとする。

また、導光板1の光源用の凹部3に点光源2を配置する方法は、所定数の点光源2を導光板1の光源用の凹部3に対応して設けた基板5を導光板1の下部に設置し、同じく点光源2を対応する導光板1の光源用の凹部3に配置する。この場合は、導光板1の側面には、基板5とは別に反射板7を設ける。

反射板7により、点光源2の出射光は、有効に導光板1に入射し、照射面から出射する。

【0010】

図1の導光板1では、外側の2個の光源用の凹部3にも点光源2を追加することにより、明るさを増加することができる。点光源2の数をえるのは、点光源2を設置した基板5を取り替える。

10

20

30

40

50

図2は、点光源2の数を更に増やすため、光源用の凹部3の数を増やした導光板1の例である。この場合は、実線で示した3個の点光源2による3灯照射と点線で示した4個の点光源2を追加し、中央の実線の1個を削除して6灯照射とするものである。この場合も点光源2を設置した基板5を交換する。点光源用の凹部3間には、逆三角形の凹部4を設けている。

【0011】

本実施の形態の点光源を用いた面照明装置では、同一の導光板1で基板5を交換することにより、点光源2の数を変えることができ、容易に照射面の明るさを変えることができる。

そこで、誘導灯などの同一サイズで、異なる光量に規定された器具（例えば、B級誘導灯のB-L形、B-H形等）に点光源を用いた面照明装置を使用する場合、点光源2付きの基板5を変えるだけで、同一の導光板1で対応できる。

【0012】

本実施の形態の点光源を用いた面照明装置は、光源用の凹部3のうち、点光源2を設置しない光源用の凹部3は、照射面の明るさを均一化するのに有効である。

図4に示すように、点光源用の凹部3の点光源2からの出射光は、放射状に出るが、このうち点光源2を設置していない点光源用の凹部3に到達した光は、表面で全反射または点光源用の凹部3内を経て、側面または底面に設けた反射板7により反射され、再度点光源用の凹部3から導光板1内に入射する。このように光源を配置していない点光源用の凹部3は、光源を配置していないにもかかわらず点光源用の凹部3内から光が発せられるよう光の進行方向を変化させることができるために、点光源用の凹部3は、擬似光源として機能し、光源を多数用いた場合と同様に明るさを均一化する作用がある。

特に、反射板7として拡散反射板を用いると、ランダムに反射した光が、点光源用の凹部3から導光板1内に再入射されるため、光源から全方向に光を出射する光源を配置した点光源用の凹部3と同様な光の広がりを得ることができるため好ましい。

さらに、点光源2を設置しない光源用の凹部3は、点光源2を設置した光源用の凹部3と同形状とすることにより、擬似光源として同様の出射パターンとなり、照射面の明るさの均一化にはより有効である。

【0013】

図5、図6にモンテカルロ法によるシミュレーション結果を示す。

図5は、導光板1及び設置した点光源2を示す。これは、図1と同じものであり、各寸法は、記載の通りである。

図6(a)、(b)、(c)は、それぞれ、導光板1の照射面の光源用の凹部3の頂部(半円の先端)からの距離が、5mm、10mm、20mm位置で、横に200mmの全幅(横軸)にわたる明るさの均一性(縦軸に照度の相対値を表示)をみたものである。実線が図5の導光板1であり、点線は、図5で両外側の光源用の凹部3がない場合である。

これらの3図ともに点光源2が配置されない光源用の凹部3がある方が均一性が増しているのがわかる。

また、点光源2を設置した凹部3間または点光源2を設置した凹部3と設置しない凹部3間に逆三角形の凹部4を設けることにより、導光板1の照射面の明るさを均一化できる。

【0014】

本実施の形態の点光源を用いた面照明装置は、導光板1の光源用の凹部3の形状を全て同形状とすることにより、光源用凹部3で、点光源2を配置しない光源用凹部3は、擬似光源として機能し、光源用の凹部3に配置した点光源2と同様な光出射パターンとなり、照射面の明るさの均一化に効果が大きい。

【0015】

また、本実施の形態の点光源を用いた面照明装置は、点光源2を配置した光源用の凹部3に点光源2を配置しない点光源用の凹部3を隣接させることにより、隣接させた点光源2を配置しない点光源用の凹部3は、擬似光源として、照射面の明るさの均一化に有効に

10

20

30

40

50

機能する。

【0016】

実施の形態2.

図7は、実施の形態2の点光源を用いた面照明装置の導光板の平面図である。本実施の形態の点光源を用いた面照明装置は、導光板1の点光源用の凹部3を導光板1の側面側の端部に形成した一列の穴とし、この穴に点光源2を配置する。その他の構成は、実施の形態1と同様である。また、得られる効果も同様である。

本導光板1の場合の点光源2の配置は、図3に示す点光源2を設置した基板5を導光板1の下部に設置して行う。

【0017】

実施の形態3.

図8は、表示板組立部を示す分解斜視図であり、図9は、表示装置を示す分解斜視図である。本実施の形態の表示装置は、実施の形態1、2に記載の面照明装置の導光板1の照射面側に表示板10又は電気信号に応じて表示情報を可変できる液晶表示板等を配置したものである。

【0018】

図8に示すように、表示組立部13は、導光板1の背面側に反射板7を配置し、また、照射面側に、順次、照射面側に光を配光する光学板9、拡散板8、表示手段である表示板10（例えば、ピクトグラムの印刷された表示板）を配置し、これらを枠11に収納し、上部を反射板（点光源2の光を導光板1の下方に反射する反射板）付きのカバー12で覆い形成される。

このようにして組立てた表示組立部13の上部の導光板1の光源用の凹部3に対応してカバー12の背面側に形成した光源穴から基板5に設置した点光源2を凹部3に配置する。これらを筐体15に、表示板組立部13が蓋になるように取付け、表示装置を形成する。なお、筐体15内には、駆動装置14を収容する。

本表示装置は、実施の形態1、2に記載の面照明装置の導光板1の照射面側に表示手段である表示板10又は液晶表示板等を配置したので、目的に応じて容易に明るさを変えることができ、また、表示面の明るさが均一な表示装置となる。

【0019】

実施の形態1、2、3においては、点光源2を導光板1の一側面に沿って設けているが、対向する二側面に沿って設けたり、また、三側面、さらに四側面に沿って設けてよい。

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】本発明の実施の形態1における点光源を用いた面照明装置を示す図である。

【図2】本発明の実施の形態1における点光源を用いた面照明装置の光源用の凹部3の数を増やした導光板1を示す図である。

【図3】本発明の実施の形態1における点光源を用いた面照明装置の導光板の光源用の凹部に点光源を配置する方法を説明する図である。

【図4】本発明の実施の形態1における点光源を用いた面照明装置の導光板の光源用の凹部の照射面の明るさを均一化する機能を説明する図である。

【図5】本発明の実施の形態1における点光源を用いた面照明装置の導光板の光源用の凹部の照射面の明るさを均一化する機能をシミュレーションする導光板を示す図である。

【図6】本発明の実施の形態1における点光源を用いた面照明装置の導光板の光源用の凹部の照射面の明るさを均一化する機能のシミュレーション結果を示す図である。

【図7】本発明の実施の形態2の点光源を用いた面照明装置の導光板の平面図である。

【図8】本発明の実施の形態3の表示板組立部を示す分解斜視図である。

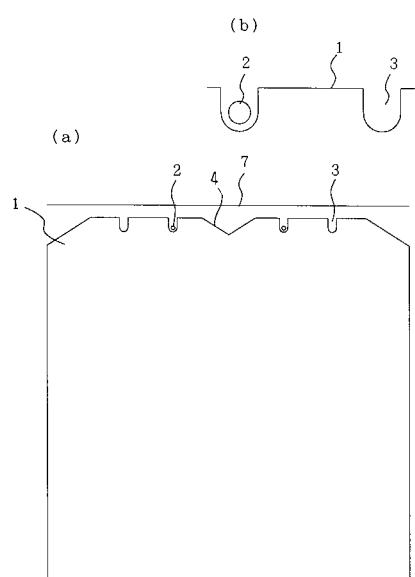
【図9】本発明の実施の形態3の表示装置を示す分解斜視図である。

【符号の説明】

【0021】

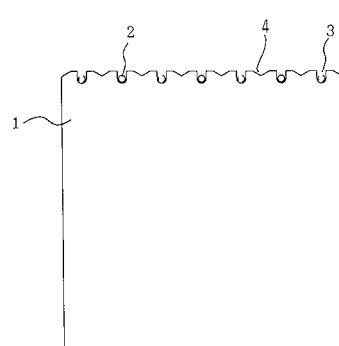
1 導光板、3 点光源用の凹部、4 逆三角形の凹部、5 基板、7 反射板、10 表示手段。

【図1】

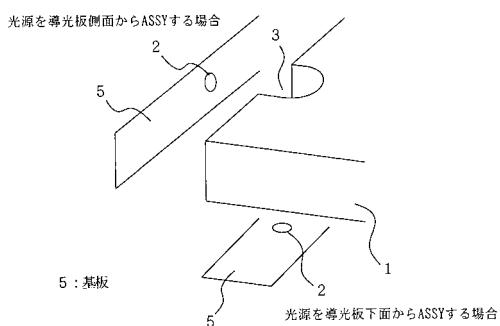


1:導光板 3:点光源用の凹部 4:逆三角形の凹部 7:反射板

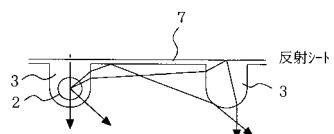
【図2】



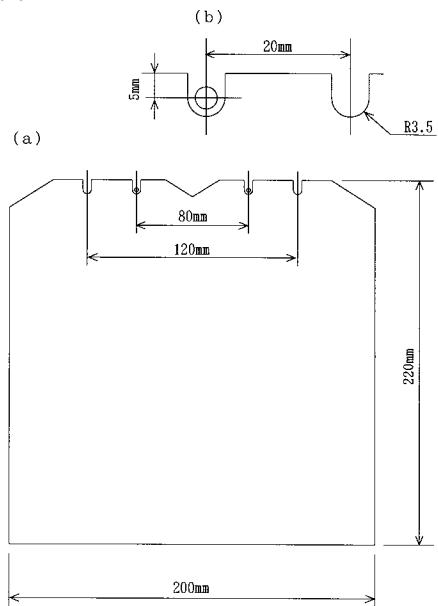
【図3】



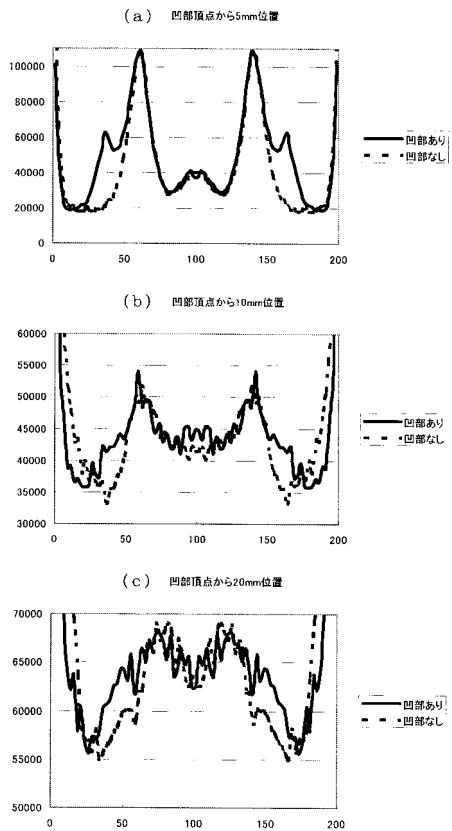
【図4】



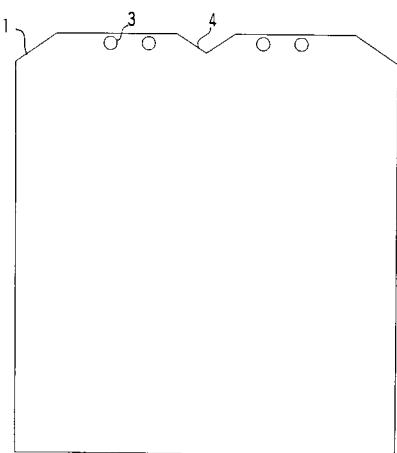
【図5】



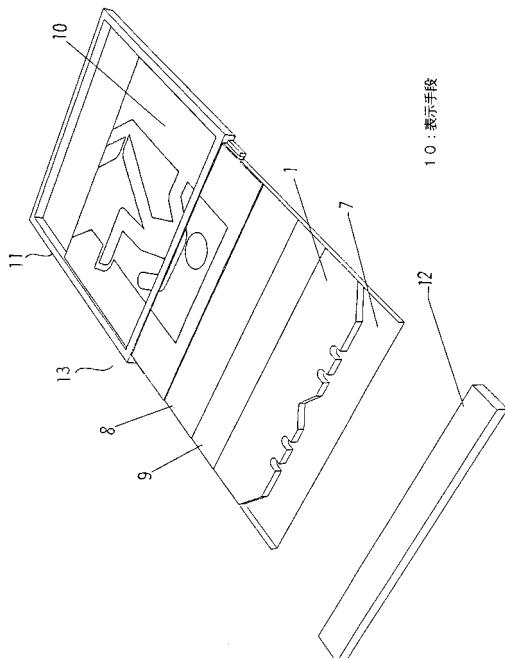
【図6】



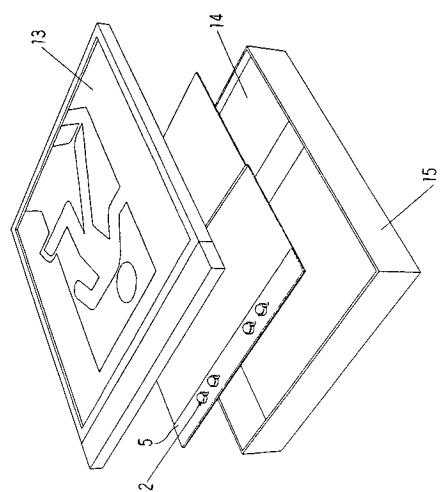
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き(51)Int.Cl.⁷

// F 2 1 Y 101:02

F I

F 2 1 Y 101:02

テーマコード(参考)

(74)代理人 100087620

弁理士 高梨 範夫

(72)発明者 丹下 理和

神奈川県鎌倉市大船二丁目14番40号 三菱電機照明株式会社内

(72)発明者 大川 博司

神奈川県鎌倉市大船二丁目14番40号 三菱電機照明株式会社内

(72)発明者 米田 俊之

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 三菱電機株式会社内

F ターム(参考) 5C096 BA02 CC06 CD02 CD52 CD53 CE12 CF02 EA01 FA03 FA12